

(第 2 回) 契約変更の内容

| | |
|--------------------------|--|
| 契約変更年月日 | 令和7年9月26日 |
| 契約業者名 | 株式会社 浜屋組 |
| 契約業者の住所 | 栃木県矢板市本町 1 2 番 6 号 |
| 工事の名称 | R 6 国道 4 号西那須野道路西富山地区外改良舗装他工事 |
| 工事場所 | 栃木県那須塩原市西富山地先 外 1 箇所 |
| 工事種別 | 一般土木工事 |
| 工事概要 (変更した内容について記述する) | 「令和 7 年 4 月より適用する土木工事工事費積算要領及び基準の運用」 に係る特例措置による変更 |
| 工期 (自) | 令和7年5月7日 |
| 工期 (至) | 令和8年2月27日 |
| 変更前の契約金額 (税込) | ¥154, 198, 000 |
| 変更金額 (税込) | ¥418, 000 |
| 変更後の契約金額 (税込) | ¥154, 616, 000 |
| 変更理由 | 「令和 7 年 4 月より適用する土木工事工事費積算要領及び基準の運用」 に係る特例措置による変更 |

(第 3 回、最終) 契約変更の内容

| | |
|--------------------------|---|
| 契約変更年月日 | 令和8年2月26日 |
| 契約業者名 | 株式会社浜屋組 |
| 契約業者の住所 | 栃木県矢板市本町 1 2 番 6 号 |
| 工事の名称 | R 6 国道 4 号西那須野道路西富山地区外改良舗装他工事 |
| 工事場所 | 栃木県那須塩原市西富山地先 外 1 箇所 |
| 工事種別 | 一般土木工事 |
| 工事概要 (変更した内容について記述する) | <p>道路土工 (掘削工 約3,100m³ 路体盛土工 約3m³ 残土処理工 約3,030m³) 地盤改良工 (路床安定処理工 約2,841m² 置換工 約139m³) 舗装工 (アスファルト舗装工(1) 約1,690m² アスファルト舗装工(1)-2 約466m² アスファルト舗装工(2) 約831m² アスファルト舗装工(3) 約1,070m² アスファルト舗装工(6) 約126m² アスファルト舗装工(7) 約207m² アスファルト舗装工(8) 約254m² アスファルト舗装工(9) 約23m² アスファルト舗装工(10) 約111m² アスファルト舗装工(11) 約76m² アスファルト舗装工(12) 約181m² アスファルト舗装工(13) 約153m²) 擁壁工 (作業土工 1式 プレキャスト擁壁工 約9m) 排水構造物工 (作業土工 1式 側溝工 約465m 管渠工 約139m 集水桝・マンホール工 11箇所) 縁石工 (作業土工 1式 縁石工 約428m) 標識工 (小型標識工 1式) 道路附属施設工 (下水マンホール移設工 1式) 構造物撤去工 (防護柵撤去工 1式 構造物取壊し工 1式 運搬処理工 1式) 開削土工 (残土処理工 1式) 電線共同溝工 (管路工(管路部) 約585m プレキャストボックス工(特殊部) 1箇所) 応急処理工 (応急処理作業工 1式) 仮設工 (土留・仮締切工 1式 交通管理工 1式) 共通仮設費 【運搬費】 仮設材運搬費-2 1式 【技術管理費】 遠隔臨場にかかる費用 1式 施工調査費 1式 土質等試験費 1式 地質調査費 1式 【営繕費】 快適トイレ 1式</p> |
| 工期 (自) | 令和7年5月7日 |
| 工期 (至) | 令和8年3月19日 |
| 変更前の契約金額 (税込) | ¥154,616,000 |
| 変更金額 (税込) | ¥45,100,000 |
| 変更後の契約金額 (税込) | ¥199,716,000 |

| | |
|-------------|--|
| <p>変更理由</p> | <p>1. 道路土工 現地精査の結果、掘削工、残土処理工を数量(増)とし、路体盛土工を数量(減)とする。</p> <p>2. 地盤改良工 現地精査の結果、路床安定処理工を数量(増)とし、置換工を数量(減)とする。</p> <p>3. 舗装工 現地精査の結果、アスファルト舗装工(1)、(2)、(3)を数量(減)とし、アスファルト舗装工(1)-2を数量(増)とする。 また、アスファルト舗装工(4)、(5)を削除し、地元要望により、店舗等の出入口及び工事中の仮設道路を整備するため、アスファルト舗装工(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)及び(13)を追加する。</p> <p>4. 擁壁工 現地調査の結果、工事に伴い官民境の擁壁設置が必要となったため作業土工、プレキャスト擁壁工を追加する。</p> <p>5. 排水構造物工 現地調査の結果、作業土工、側溝工を数量(増)とし、管渠工、集水桝・マンホール工を数量(減)とする。</p> <p>6. 縁石工 現地調査の結果、官民境の段差処理のために舗装止工整備する必要があるため、作業土工を追加し、縁石工を数量(減)とする。</p> <p>7. 防護柵工 現地調査の結果、民地側の開発に伴い官民境の段差がないことが判明したため、防止柵工を削除する。</p> <p>8. 標識工 現地精査の結果、工事に支障となる標識を移設する必要があるため、小型標識工を追加する。</p> <p>9. 道路付属施設工 現地精査の結果、工事に支障となる埋設物を移設する必要があるため、下水マンホール移設工を追加する。</p> <p>10. 構造物撤去工 現地精査の結果、工事に支障となる防護柵を撤去する必要があるため、防護柵撤去工を追加し、構造物取壊し工、運搬処理工を数量(増)とする。</p> <p>11. 開削土工 現地精査の結果、残土処理工を数量(増)とする。</p> <p>12. 電線共同溝工 現地精査の結果、管路工(管路部)、プレキャストボックス工(特殊部)を数量(減)とする。</p> <p>13. 応急処理工 現地精査の結果、応急処理作業工を追加する。</p> <p>14. 仮設工 現地精査の結果、土留・仮締切工、交通管理工を数量(増)とする。</p> <p>15. 共通仮設費 【運搬費】 現地精査の結果、建設機械運搬費、仮設材運搬費を削除し、仮設材運搬費-2を追加する。 【技術管理費】 現地精査の結果、六価コハ溶出試験費を削除し、遠隔臨場にかかる費用、施工調査費、土質等試験費及び地質調査費を追加する。 【営繕費】 現地精査の結果、快適トイレを追加する。</p> <p>16. 工期 工期末は、上記数量の増工により令和8年2月27日から20日間延伸し、令和8年3月19日までとする。</p> |
|-------------|--|